

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年3月2日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明を申し上げます。

まず、1ページ目下段、3月5日月曜日、(2)の会合でございます。東海再処理施設等安全監視チームの第20回の会合が予定をされてございます。

議題といたしましては、東海再処理施設の廃止措置計画についての審査・議論を予定しております。去る2月28日に廃止措置計画の補正の申請が提出されたところございまして、これにつきまして議論が行われる予定ということになっております。

続きまして、2ページ目、3月6日火曜日、(3)の審査会合についてでございます。こちらの議題といたしましては、東北電力・女川発電所2号機の審査を予定しております。内容といたしましては、緊急時対策所について説明を聴取し、議論が行われるという予定でございます。

最後に、2ページ目下段「3.その他」でございます。

3月9日金曜日に原子力規制委員会委員長による訓示を予定しております。こちらは、3月11日を迎えるに当たりまして、東京電力・福島第一原子力発電所事故から7年を迎えるに当たっての委員長から職員への訓示を行うというものでございます。あわせまして、福島第一原子力規制事務所の副所長からの報告も行う予定としております。

なお、この訓示の実施に伴いまして、その上(7)に記載がございますが、こちらの3月9日の記者ブリーフィングは、時間を変更して16時からの開催とさせていただく予定でございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

3月7日の臨時会議のことについてお伺いするのですけれども、JAEAに安全向上のための新たな取組や改善事項等について、議題として伺うということなのですが、特に規制庁として、規制委員会として確認しておきたいことというのは、何かテーマとかがありましたら、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○大熊総務課長　こちらは御案内のとおり、幅広く意見交換ということで設定している会議でありまして、特にこの点について議論というのは、今の時点でははっきりしているものはございません。幅広く議論が行われるものと思います。

○記者　確認なのですけれども、ほかの事業者ももちろん定期的に行っていると思うのですけれども、この「改善事項」という文字はありましたか。私がど忘れしているだけなら申し訳ないのですけれども。

○大熊総務課長　「改善事項」と書いてあるのがどういう趣旨かという御質問になりますか。安全向上のためにどういう新しい取組を行っているのか、そして、どういう改善を行ってきているのかということについて、広く議論をするという趣旨でこういう議題を、通例、毎回同じで恐縮ですが、書かせていただいております、その枠組みの中で、こういう改善をしています、こういう改善に取り組んでいく予定ですといった議論をしていただいているという、そういう趣旨でして、特にピンポイントでこれということではないということでございます。

○記者　分かりました。

○司会　ワタナベさん。

○記者　時事通信のワタナベと申します。よろしく申し上げます

3月9日の委員長による訓示の部分で、福島第一原子力規制事務所の副所長からの報告というのがあるのですが、これは報告というのは、細かくいいますと、どういったことを報告されるということなのでしょう。

○大熊総務課長　福島第一の事務所での活動の状況、1Fの施設の監視の状況、そういったことになるとは思いますが、全般的に報告を受けるということにしていますので、内容は固まっているわけではございません。本人が検討されて、これから9日に活動状況を報告いただくということになります。

○記者　分かりました。ありがとうございます。

○司会　どうぞ。

○記者　東京新聞のミヤマです。よろしく申し上げます

ちょっと話は変わりましたが、原子力規制庁の技術参与の松田文夫さんという方が、先ごろ『内部告発てんまつ記：原子力規制庁の場合』という本を出版されまして、その中で、要は、規制庁の行っている入札について、2件の入札について、不正な経緯があったという内容を書かれておりまして、それは規制庁が設置している原子力施設安全情報

申告調査委員会にメールで告発をされたそうなのですが、そこでは受理されずに職員による内部通報という形で取り扱われて、人事課の方からいずれも不正とか法令違反には当たらないという説明があったという内容が書いてあります。

この件について、事実関係はこのとおりでよろしいかということと、あと、この対応に、法令違反には当たらないという認識でよろしいかということと、それから、申告調査委員会で受理しないで内部通報として処理したという対応が適切だったかという、その点についてちょっと伺えますでしょうか。

○大熊総務課長 今御質問の中で御指摘のあった本が出版されたという情報は、報告を受けて承知をしております。内容については詳しく見ておりませんし、個々の内容が正しいかどうかも含めて、ちょっとコメントは控えるというか、コメントする必要はないかと思っております。

一方、職員からの通報については、あるいは外部も含めて、通報を受ける仕組みというのは整備をしております。これについては、通報があればしかるべくしっかりと調査をして、仮に法令違反などの問題があるということになれば、しかるべく対応し、また、皆様にも公表するという対応をしているということは、皆様も御承知のとおりでございます。

○記者 申告調査委員会で受理しないで内部通報として処理したというのは、そこで受理する内容には当たらないと判断されたということなのではないでしょうか。

○大熊総務課長 その申告の仕組みについての経緯、その他を含めて、その本の内容も含めて、詳しく確認しているわけではございませんけれども、おっしゃった申告の話というのは、原子力の安全に関するものについて、事業者の活動についての申告の仕組みというものを指しているのではないかと思います。

今回、今おっしゃっている件は、職員の方からの規制庁の事務に関するものですので、こちらは職員からの通報に関する仕組みで受理をするということが適切だということ判断がなされたのではないかなと思いますけれども、そうであれば、それは適切な判断であると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—